

大学体育の意義・役割に関する一考察

森田 啓*

The Role and Significance of University Physical Education.
Sport and Physical Education Center, University of Tsukuba

Hiraku MORITA

Abstract

The purpose of this study is to show the significance and role of university physical education based on the fundamental principle which derives from the environmental ethics. Today, universities in Japan are in deregulation. But we can not support it, because it brings human existences to a crisis.

We have to get the fundamental principle by the procedure as follows: 1) First of all, we must learn to regard human existences as most important. 2) For that purpose, we need to have a new sense of value and must aim to have the "lifelong learning" society realized, which attaches the greatest importance to human education. 3) To attain the aim above is the role and significance of university physical education

The conclusion: 1) University physical education finds its significance in enabling the students to do their duties with the self-decision in order to realize the "lifelong learning" society in which human existences are considered most important. 2) University physical education has the role of making the students require the abilities to practice the sports activities throughout their lives, taking their environment and other people into consideration.

Key Words : university physical education, lifelong learning society, human existences

1. はじめに

平成3年に大学審議会答申を受け、大学設置基準の一部改正が施行されて以来、大学体育関係者はいくつかの基本的な問いに答える必要が生じている。そのもっとも根本的な問いは「大学体育成立の根拠」にまでさかのぼる。本研究は、この根本的な問いおよび「大

学体育のあり方」について、筆者がこれまで専門としてきたスポーツ倫理学の視点から、1つの解答を試みるものである。その際、田崎の「あり方を問うには、現状の問題に対応しつつも根本的な理念や考え方を問わねばならない」との指摘を受け、根本理念を考えることによって、解答を試みたい。本研究の目的は、環境倫理思想に発する根本理念に基づき、大学体育の意義・役割を提示することである。

* 筑波大学体育センター

2. 現状分析

根本理念、あるいは価値といったものは、どのようにして導出できるであろうか。倫理学の領域では、事実から価値をいかに導出できるか、できるとすればどのようにしてか、が常に難問として取り上げられてきた。本研究もこの難問を引き受けねばならない。しかし、いずれにしても事実判断(現状分析)が研究の出発点となる。

本研究では、中等教育と大学教育の違い、それぞれの独自性等にも言及したいため、中等教育、大学教育に分けて現状分析を行う。はじめに、現在進行中の中等教育改革および大学改革の方向性を確認しておくことにする。中等教育において、中央教育審議会は、1995年に当時の文部大臣から「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の諮問を受け、1996年7月に第一次答申、1997年6月に第二次答申を出した。今回の教育改革は、規制緩和と個性重視を前面に打ち出し、教育の市場化・私事化を推進するものと把握できる²。大学教育においては、1991年に大学審議会答申を受け、大学設置基準の一部改正が施行されて以来、各大学は、学術研究の高度化、そのための人材養成、進学率上昇と学生の多様化への対応を目的とするカリキュラム改正や教育方法の工夫・改善等の課題に直面しているが³、基本的に組織やカリキュラムは各大学に委ねられ、大学の激しい生き残り競争の時代に突入すると予想される。その結果、大学においても規制緩和と個性重視、学習者の多様な要求に応える方向に向かうと予想される。

次に、これらの改革が体育・スポーツにどう影響するかを確認しておこう。高等学校の体育の授業では選択制が導入されているが、選択制は楽しみを求めることに繋がりがやすい。さらに課題別・能力別学習にすればすべての生徒が楽しむことが可能かもしれない。大学体育では、より選択の幅が広がり、各自は自

己決定により種目を選択することになる。学習指導要領では、小学校から自然と関わる活動を重視しているが、大学体育では、集中授業等により、自然の中で行う実践が多くなる。この延長線上に生涯スポーツが位置づく。規制緩和、自由化の中での生涯スポーツは、スポーツ・フォア・オール、すなわち「スポーツ権」の主張に結びつく。「スポーツ権」とは、1975年ヨーロッパ・スポーツ・フォア・オール憲章第1条の「すべての人はスポーツをする権利をもつ」、および1978年ユネスコの体育・スポーツ憲章第1条「体育・スポーツの実践はすべての人にとっての基本的な人権である」等を受け、わが国では、憲法13条の幸福追求権や同25条の生存権規定などに法的根拠を求めつつ、スポーツをすることは国民の権利とする主張である。

中等教育、大学教育における規制緩和、自由化という方向性は世界的な趨勢⁴とはいえ、支持できるか否か、検討すべき課題といえる。この方向は基本的に自由主義を推進するものと理解できる。

3 方向性の是非を問う

ここで自由主義について簡単に考察しておこう。自由主義は現在では多様に解釈されるが、本研究でいう自由主義とは、フランス革命によって成立した近代的自我、また思想的にはホッブズにはじまる社会契約説が出发点とした近代的自我を基礎とする考え方を指す。現行の自由主義を要約すると、「1) 自己の所有、2) 他者危害原則、3) 愚行権、4) 対応能力という4つの概念を使った『自己決定還元主義』である」⁵といえる。自由主義社会において各原則を突き詰めると、個人の自由をどこまで認めるのが問題となる。自由主義の基本原則は「他者危害原則」である。個人は他人に害を及ぼさない限り、愚行権を含む自己決定権がある⁶。

他者危害原則と自己決定権を考える際、ど

ちらが重視されるのだろうか。この2つの原則の優先性が明らかになれば、個人の自由をどこまで認めるか、の問いに答えることができよう。一般的にいえば、個人による自己決定の結果が他人に危害を及ぼさないことであれば、その自己決定は認められることになる。一方、自己決定の内容が他人に危害を及ぼす場合には、その自己決定は認められない。要するに他者危害原則と自己決定権が両立できない場合には、他者危害原則が優先することになる⁷。

しかし、他者危害原則だけでは説明できないものもある。個人が誰にも迷惑をかけないから放っておいて欲しいと思っても、社会の側で干渉してくることがある。このことについて加藤は、自殺、代理母、安楽死・尊厳死などを例に挙げて検討している⁸。その結果、加藤は、「社会的なコンセンサスによって自己決定権の範囲内だと認められたものが、はじめて自己決定の対象として正当化可能になるという現実がある」⁹と述べる。

自由主義社会における一般行為原則をまとめると、まず最も優先されるべき行為原則は「他者危害原則」である。基本的には各個人は「他者危害原則」に従って行為すれば良いし、公的機関は「他者危害原則」に抵触しない限り個人に干渉してはいけない。しかしこれだけではなく、これにプラスして「社会的コンセンサス」が働く。人々は「社会的コンセンサス」を得ているものの中から、自己決定をして、他人に害を及ぼさない限り自由に行為することができる。個人が、他人に害を及ぼす場合に限り、公的機関は個人に干渉する（できる）。

この他者危害原則を適用すれば理論上はうまくいく。しかし現実には「他人に危害や迷惑をかけない限り」という部分が抜け落ち、個人の欲望を最大限に解放してきたというのが本研究の自由主義に対する評価である。シンガーは自己決定権が拡大されすぎた現代社

会を「私益の時代(an age of self-interest)」と呼んだ¹⁰。

ではなぜ自由主義は、無条件の私益化を肯定するようになったのか。結論からいえば、今世紀に自由主義が世界中に普及していく際に、本来基盤となっていた徳や共和主義的精神を脱色して広まったからである。佐伯は、アダム・スミスの思想の背景にある「シヴィック・ヴァーチャー(civic virtue)」(国家市民の徳あるいは公民的徳性)について論じている。シヴィック・ヴァーチャーは「個人の自己実現は、個人が市民として活動するかぎりにおいて実現される」ものとする。共和国とシヴィック・ヴァーチャーは不即不離の関係にあり、シヴィック・ヴァーチャーは私的利益や個人的権利といった近代社会の観念とは相対立し、個人を越えた地平に広がるヴァーチャーに人々が棹さして初めて共和国は自立し、したがって「自由」だといえる。共和国とシヴィック・ヴァーチャーの関係、そこで実現される共和国の自由という考えを、佐伯は「シヴィック・リベラリズム」と呼ぶ¹¹。シヴィック・リベラリズムは積極的自由¹²に重点を置いた考えであり、それがあって初めて消極的自由¹³が意味をもつ¹⁴。つまり、国家的な存在としての私があってはじめて私的な存在としての私が存在する、という二重の意識に支えられたリベラリズムを佐伯はシヴィック・リベラリズムと呼ぶのである。このシヴィック・リベラリズムこそが自由の基底にある。シヴィック・リベラリズムは、法や権利や個人のタームではなく、徳や国家的義務といったタームでまず論じられる¹⁵。本来の意味でのリベラリズムは国家を前提とするのである¹⁶。共同体としての個人がなければ私的な個人などありえない。これが佐伯がいう「シヴィック・リベラリズム」である。これらに基づいて自由主義を再定義するなら、「自由主義とは特定の実践や伝統から無縁ではなく、個人という価値にこだわるからこそ伝統にもこ

だわらねばならない」¹⁷ことになる。コミュニティ意識をもった個人主義が社会の安定のためには必要である。「個人の主観を超えた共有価値が存在することを認めなければならない」¹⁸のである。

スポーツ権に関していえば、濱野が指摘するように、日本国憲法13条によって自由権的側面を保障されたスポーツは、「健康で文化的な最低限度の生活」の一内容として、同25条に基づき、国の積極的な関与・作為を求め、施設の建設などをはじめとする条件整備を要求する社会権的側面を保障されると理解できる¹⁹。しかしこれがまさにスポーツ施設の無計画な建設に繋がる。スポーツは今や高度化においても大衆化においても、公共機関の介在が不可避な課題となりつつある。こうして実質的には個人主義的で、私事性の強いイデオロギー的傾向は崩壊し、公共性が事実上復権した。国家介在は不可避であり、問題はその介在のあり方が問われるところにある。規制緩和・自由化と称し、国家がその責任を回避することは許されない。

4. 根本理念を問うとは？

冒頭で筆者は、根本理念にさかのぼって、「大学体育成立の根拠」「大学体育のあり方」を提示したいと考えた。では「理念」とは何であろうか。「理念」とは、ドイツ語イデー (Idee) の訳語であり、目に見える姿、形を意味するギリシア語イデア (idea) に由来する語である。この語はプラトン以来長い歴史をもつが、本研究では筆者の研究領域との関係に基づき、実践や規範を支える価値の導出根拠とする。

「理念」が重要な役割を果たすケースは現在では増えている。スポーツの領域でいえば、古代オリンピック祭典競技が宗教的基盤の上に成立していたのに対し、近代オリンピックは、「個の完成」と「世界平和」をその理念としている²⁰。Jリーグは、従来の企業スポーツに反対し、地域のスポーツ文化の定着・振興を

理念としている²¹。大学教育においても、ほとんどすべての大学は建学の理念、教育の理念を掲げているし、各領域、大学体育もその理念を掲げているところは多い。例えば辻田は高知大学の一般体育の理念を紹介している²²。その内容は、関係者が現状分析や多くの知見に基づいて導出したものであるし、またその理念に基づいて個々の種目や科目のあり方を決定している点は、高く評価されるべきである。

しかし、本研究で明示を試みるのは「根本理念」、すなわち、すべての実践や規範を支える共通の価値を導出する根拠である。大学体育でいえば、すべての大学体育を支える共通の理念である。だが、これを導出することは可能なのか。そして可能であるなら、いかにして可能となるのか。

前述したが、現状分析に基づけば、そして何人かが指摘しているように²³、本研究でいう「根本理念」は必要といえよう。だが、共通の価値というと、すぐに全体主義、ファシズムという言葉が連想される。現在の自由主義社会では、価値観の多様化が前提となっているからである。というよりも、価値観の多様化、価値の源泉を基本的には個人に求めるのが自由主義の「根本理念」と捉えることも可能である²⁴。価値多様の現代にあって共通の価値を求める私たちは、常に全体主義、ファシズムとの批判に耳を開いておく必要があるし、批判者との対話を継続する必要がある。共通の価値を求めることが可能であるのも、自由主義社会だからこそ可能となるからである。その上で敢えて「共通の価値」を求めてみたい。

本研究で「共通の価値」を導出する手掛かりにしたいのは、佐伯の「さし当たり価値が座るべき場所を空位のままにあげておけばよい」²⁵という言葉である。しかし、価値基準を思考し続けられる人間存在の存続を保障する最低限の条件がある。私たちは共通の価値基

準を探究しながらも、まずは「人間存在」自体を「根本理念」に据えて議論を進めてみたい。ただし「人間存在」といっても、現在の私たちを指すのではない。現在の人間に価値の源泉を設定するなら、今ここにいる私たちさえよければそれでよいということになり、本研究で私たちが改革したい現状とまったくかわらないからである。ここでいう「人間存在」とは将来の自分、そして何よりも未来世代の人間存在を指す。この未来世代に価値導出の基準をおく代表的思想に「環境倫理思想」がある。以下では、前述した「共通の価値」を重視し、「人間存在」を価値導出の根拠にする筆者の立場をより明確にしたい。

5. 本研究の立場：「善と正」および「存在と当為」問題

倫理学上の難問である「存在と当為」問題²⁶および「善と正」問題²⁷に解答することで、本研究の立場を明示しよう。本研究の立場は、価値導出の根拠に人間存在という事実を設定し、個人の自己決定を最大限に尊重する「正(the just)」に対して共通の価値すなわち「善(the good)」を優先するものであり、環境倫理思想、特にハンス・ヨナス理論、および共同体論者の考えに依拠している。

前者から見ておこう。環境倫理学は、アメリカを中心に発展してきたが、1970年代に、従来の自然保護から環境主義(environmentalism)へという大きな思想的転換期を迎えた。その核心は人間中心主義からの脱却である。さらに、自然と人間を単純に対立するものと捉えがちな環境主義を批判する環境的公正(environmental justice)²⁸が現在の環境倫理学を分析する上で不可欠である。「環境主義」と「環境的公正」は対立するものと捉えられがちだが、関根は、レオポルドによる人間倫理の発達理論に基づき、「環境主義」と「環境的公正」は決して対立するものではないと述べる²⁹。つまり、全生命の権利実現を目論む

倫理と、そこへ方向を定めた人類解放的倫理とは、必ずしも「生命・生態中心主義」対「人間中心主義」といった形で相互に排他的に対立する必要もないという。この点に関連して、ハンス・ヨナスの理論³⁰に注目することは意義がある。かつて筆者は、ヨナス理論に依拠し、「存在と当為」問題、および環境倫理学が主張する新しい責任概念を検討した³¹。ヨナスは、現在の時代状況を、科学技術の発達に伴う地球環境の危機と捉える。そこで、まず「人類の存続(未来世代の生存権)を第一義」とし、「当為に対する存在の優位」³²を主張した。そこから他の当為を導出する、あるいは「人類の存続を第一義」とするという当為に基づき、他の当為を導出する。ヨナスのいう「人類」では未来世代の存続が重視されるため、「世代間公正」の達成が目指される。ヨナスの主張は明らかに「人間中心主義」である。しかし「人類の存続を第一義」とするためには全体論的な環境倫理の射程が必要であるという。このことは、シヴァの「緑の革命批判」³³などの成果と一致する。つまり、「生命・生態中心主義」と「人間中心主義」は互いに排他的である必要はない。

次に後者の問題については、自由主義批判のところで述べたが、筆者らは他の論文で「善と正の優先関係」の問題を課題とし、自由主義社会の倫理について現状分析(事実判断)を行った³⁴。それを要約すると、自由主義社会は「近代的自我」を出発とし、それが変容する過程で、自由主義の前提であった「共和主義的精神(civic virtue)」を喪失してきた。そして現在に至っては、その当然の帰結として、各自は負荷なき自我としてアトム的に存在し、価値基準を経済(市場)に委ね、個人の欲望を無条件に解放するに至ったと評価した。そこで、1980年代における政治哲学上の自由主義の最大論敵である共同体論について検討した。共同体論者は、近代的自我とそれに基づく道徳理論を批判し、個人に先行する共同体を重

視し、歴史的に形成されてきた共同体の伝統や慣行の中でのみ、個人は道徳的存在および政治的行為主体としての使命をまっとうできるとする。現在の自由主義が各自の自己決定を尊重しすぎ、各自のアトム化状況に起因する各種悪弊を憂慮し、筆者らは共同体論を支持した。つまり、一般世界における「正に対する善の優先」を導出した。

私たちは、上で見た「人間存在」を重視するヨナナス理論と、「善」を優先する共同体論は、補完的関係にあると捉える必要がある。ヨナナスが主張しているように、現在では自由は進歩というよりも破壊である点を意識する必要がある³⁵。

6. 学習社会

以上の考察に基づき、「人間存在の確保」³⁶を根本理念に設定すると、その実現のための教育・学習の理想状態は、稲垣が「全ての学習者が人間の自己実現あるいは自己完成の達成を目指す」と述べている「学習社会」³⁷であるといえる。なぜならば、ヨナナスが提示した基準³⁸は新しいものであるし、しかもそれを生涯にわたって実践していくことが求められるからである。したがって「学習社会」を構築するという目標が設定できる。この「学習社会」では何かのために教育が存在するのではなく、全ての人間の生涯教育のために他の全ての社会的営みが奉仕することになる。教育の領域においても自由化・規制緩和が進んでいるが、学習する自由とは人間としての自己実現へ向かって学ぶ意志にほかならない。しかし現状を分析すると、学習する自由はこのように捉えられておらず、人間の生きる基盤をも破壊しつつある。今必要なことは真の自己実現を可能にする人間存在を保証することである。これは「学習社会」へ移行する前提条件の1つに位置づく。そのために教育者は、学習者が自らの経験をもとに理解するのを補助・補強するだけでなく、時には価値観の提

示や序列化も必要である。人間存在も教育も、他者との共生と自己実現を追求する共同体を前提とする。新しい教育制度は、全ての人間を生涯を通じて教育することである。そして教育を主要な目的とする「学習社会」が目指される。

大学教育は、以上で提示した「存在と善」を重視する根本的な世界像、理念をもとに位置付けられる必要がある。学習者の主体的選択を拡大する以前に、主体的選択を可能にする共通の価値観、世界像が現在求められている。初等教育から高等教育まで、市場化が進んでいるし、これは多くの先進国に共通することである。しかし、だからこそ、自由化の根源にある共通の価値観、世界観を確立せねばならない。教育では、その共通の価値観、世界像を明確に意識化(言語化)し、それを学習者に伝えることが必要である。大学教育は、ただ単に楽しければよいのではない。楽しく行う努力、工夫は必要だが、他者とともに何かを為すことの困難さ、共生・協調の困難さ、それらを克服する能力を身につけられるような実践を提供する場として、「人間存在重視」「学習社会」という目標に貢献できると考えられる。

本研究の立場(存在と善を優先する)という新しい価値観を浸透させるためには、この「学習社会」が目指される。そして、「学習社会」全体の中から、中等教育、そして高等教育の位置づけがなされる必要がある。このように、大学教育の理念は、社会全体の根本理念から導出される必要がある。

7. おわりに：大学教育の意義・役割

大学教育の意義・役割は、以下の手順で導出される必要がある。1) まず、「人間存在」重視を根本理念に据える必要がある。2) そのためには新しい価値観が必要であり、「人間」の教育を最高の目的にする「学習社会」が目指される。3) この目標に基づき、大学教育の

意義と役割が確定する。こうした課題設定へのアプローチに本研究の独自性が認められよう。

本研究における「根本理念」³⁹に基づけば、現在の中等教育、高等教育、さらにそれ以降の生涯教育のあり方も肯定することができない。すべてが各自の「権利」「自己決定」を重視する方向性だからである。だがそれを一度に変えることはできない。まずは中等教育の「肥大化しすぎた自己」⁴⁰を修正する役割が大学教育に求められよう、それを修正する機関として大学は位置づけられる。そして大学教育から「根本理念」を実現するように、すべての人々にアピールしていくことが求められる。「根本理念」が支持され、達成された後は、大学は学習社会の一部として、責任ある行動をより完成させるための機関として位置づけられる。多くの人は、大学生の時期に二十歳を迎え、法的に「自己決定権」を有する。まさにこの時期に「自己決定権」の前提をなす義務・責任能力を獲得することが求められる。このことも、大学の位置づけ・目標を明確にすると考えられる。

大学体育の意義・役割は以下の通りである。

1) 「人間存在を重視」し「学習社会」を確立するという理想の実現⁴¹のために、「選択」(自己決定)とそれに付随する「責任」能力を獲得する場として大学体育は意義があり、2) 生涯に渡って他者や環境に配慮しながらスポーツを実践する能力を身につけさせるという役割を大学体育は担っている。

8. 注・引用文献

- 1 田崎健太郎, 学校体育の制度とあり方: 生涯スポーツ振興施策の視点から, 日本体育学会第50回大会号プログラム, 1999. p. 174.
- 2 藤田英典, 教育改革, 岩波書店, 1997. p. ii.
- 3 田崎健太郎, 阿部一佳, 大学体育を「知

のモード論」から見る, 体育の科学, 第48巻10月号, 1998. p.818.

- 4 天野郁夫, 大学——挑戦の時代, 東京大学出版会, 1999. p.iii.
- 5 加藤尚武, 環境倫理学のすすめ, 丸善, 1991. p7.
- 6 しかし, ここで自己決定権に注意が必要である. 自由主義の核心は「判断能力のある成人には自己決定権がある」という原則である. 子どもを「判断能力のある成人」と同じに扱うのは自由主義の原則に反する. そこでパターンリズムが登場する. これは, 判断能力が認められない青少年を保護するものである. パターンリズムは成人には適用できない. パターンリズムは子供に自己決定権を認めない代わりに子どもを保護し, 成人の自己決定権を認める議論をする場合には有効な原則である.
- 7 加藤尚武, 応用倫理学のすすめ, 丸善, 1994. p34.を参照.
- 8 同上書, pp.76-109.
- 9 同上書, p.83.「社会的コンセンサス」は時代や社会, 場合場合によって変化する. 本研究では普遍的な「根本理念」を追求する.
- 10 P. シンガー(山内友三郎訳), 私たちはどう生きるべきか, 法律文化社, 1995.
- 11 佐伯啓史, 「アメリカニズム」の終焉, TBSブリタニカ, 1993. pp.210-213.を参照.
- 12 パーリンの概念で, 欲求を押さえ, より高級な理性的自我を実現することが真の自由であるとする自由の概念.
- 13 パーリンの概念で, 個人がその欲求の実現を妨害されないこととする自由の概念.
- 14 佐伯, 前掲書, 「アメリカニズム」の終焉, p.230.を参照.
- 15 佐伯啓史, 現代日本のリベラリズム, 講談社, 1996. pp.82-83.を要約.
- 16 同上書, pp 77-81.を参照.

- ¹⁷ 同上書, p.60. を要約.
- ¹⁸ 佐伯啓史, 現代民主主義の病理, 日本放送協会出版会, 1997. p.234.
- ¹⁹ 濱野吉生, スポーツ権をめぐる問題, 日本スポーツ法学会, スポーツにおける当事者関係の特質 (日本スポーツ法学会年報第一号), 1994. pp.60-64.
- ²⁰ もちろんこれに対する多くの批判も存在する.
- ²¹ 玉木正之, スポーツとは何か, 講談社, 1999. p.113.
- ²² 辻田 宏, わが大学の保健体育(高知大学): 現状と改革の視点, 東海高等教育研究所編, 大学と教育, 第4号 (特集・大学における保健体育の意味), 1992.3. pp.50-55.
- ²³ 平野裕一, 「大学体育」を切り拓く, 日本体育学会編, 体育の科学, 第48巻第6号, 1998. pp.444-445.
- ²⁴ 「自由主義」は現在では多義に捉えることができるので, ここでの考えは筆者の考えである.
- ²⁵ 佐伯啓史, 現代社会論, 講談社, 1995. p.193.
- ²⁶ 「存在と当為」は「事実と価値」, 「事実問題と権利問題」などとも呼ばれる. 当為とは「まさに為すべきこと」をいい, あるがままの姿としての「存在」あるいは「事実」の対概念である. 後者の「事実判断」から前者の「価値判断」が導き出せるということは, 倫理学の領域ではしばしば「自然主義的誤謬(naturalistic fallacy)」と言われる. 自然主義的誤謬への批判はヒュームにはじまり, カントを経て, 今世紀に入ってからは G. E. ムーアが再び批判して注目された.
- ²⁷ 「善」とは個人を超えた共通の価値観を指す. 「正」とは, 権利主体としての個人が, 各自それぞれ「善」を選択することである.
- ²⁸ 「世代内公正」と「世代間公正」の2つに分けて考えることができる.
- ²⁹ 関根靖光(1996), 第三倫理への道, 中村友太郎, 関根靖光, 小林紀由, 瀬本正之編著, 環境倫理: 「いのち」と「まじわり」を求めて, 北樹出版, pp.160-185.
- ³⁰ Jonas, Hans (1979), Das Prinzip Verantwortung, Frankfurt am Main, (Dritte Auflage, 1993).
- ³¹ 森田 啓(1998), スポーツ世界への環境倫理思想の適用可能性に関する研究〜ハンス・ヨーナスを中心にして〜, 体育思想研究, 第3号, pp.53-69.
- ³² Vgl. Jonas, S.96-102.
- ³³ V. シヅァ(高橋由紀, 戸田 清訳)(1997), 生物多様性の危機, 三一書房. など.
- ³⁴ 森田 啓, 片岡暁夫, 近藤良享(1998), スポーツ世界と一般世界における「善と正」に関する一考察〜Schneider と Burke の論争から〜, 体育・スポーツ哲学研究, 第20巻第2号, pp.25-43.
- ³⁵ Vgl. Jonas, S.157.
- ³⁶ 「人間存在」に価値をおくということは実証することができない. それは形而上学的にしか導出できないものである. Jonas もそのように述べている.
- ³⁷ 稲垣良典(1986), 「人間教育」とそのユートピア的構想, 文化のダイナミクス(新岩波講座哲学12), 岩波書店, pp.97-127.
- ³⁸ 全体論的環境倫理思想に基づき, 人類存続を第一義とする基準.
- ³⁹ 未来世代の人間存在に価値の源泉を置く考え方
- ⁴⁰ 諏訪哲二, 学校はなぜ壊れたか, 筑摩書房, 1999.
- ⁴¹ 「人間存在重視」「生涯学習社会の確立」はともにユネスコ運動の中で既に強調され, 展開されている. しかし, 筆者は, それが必ずしも成功してはいないと考える. この点については他日を期したい.